

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 一部を改正する訓令
- 福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令
- 福島県教育庁等に勤務する職員の仕事時間等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会

福島県文化功労賞に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会規則第十七号

福島県文化功労賞に関する規則等を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 福島県文化功労賞に関する規則(昭和二十七年福島県教育委員会規則第七号)
- 二 福島県文化センター条例施行規則(昭和四十五年福島県教育委員会規則第七号)
- 三 ふくしま海洋科学館条例施行規則(平成十三年福島県教育委員会規則第十六号)
- 四 クライミングウォールに係る行為の許可等に関する規則(平成十三年福島県教育委員会規則第十五号)
- 五 福島県文化振興審議会規則(平成十六年福島県教育委員会規則第二号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(生涯学習領域施設運営グループ)

福島県教育委員会訓令第八号

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「グループ」を「課」に、「昭和四十年福島県教育委員会規則第十号」第三条を「平成二十年福島県教育委員会規則第四号」第三条第一項に改める。

第三条第一項中「総括参事及び参事」を「課長」に、「各グループ」を「各課」に改め、「同表の定めるところにより」を削り、同条第二項中「参事」を「別表第二の上欄に掲げる課の課長」に、「別表第二に掲げる特定の」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

第四条中「総括参事及び参事」を「課長」に改める。

第六条の表を次のように改める。

決裁権者	第一次代決権者	第二次代決権者
教育長	教育次長	教育長があらかじめ指定する者
課長	教育長があらかじめ指定する者	

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

一 公示、公告、告示及び公表の決定(重要なものを除く。)
二 許可、認可、承認、認証、認定、指定、裁決、決定、選定、裁定、命令、免許、確認、停止、中止その他の行政処分(重要なものを除く。)
三 監査、検査、審査、立入検査、完成検査、現地調査及び立入調査の実施(重要なものを除く。)
四 指導、診断、助言、援助、指示、措置、要求、勧告及び報告の徴収(重要なものを除く。)
五 国、地方公共団体等に対する意見の具申、協力の要請、要望の提出等並びに申請書、報告書、精算書等の提出、受理及び進達(重要なものを除く。)

六	国、地方公共団体等との協議をし、及び協定を締結し、並びにこれらの団体等からの意見を聴取し、承認、通知、指示、勧告、命令等を受理し、及び協議協力の要請、あつせん等に応じること（重要なものを除く。）。
七	許可証、認可証、免許証、登録証、検査証、合格証、割引証、受領済証、鑑札、証票、免状、令書、証書、通知書等の交付、再交付及び書換え交付並びに返還された許可証等の受理
八	証明書、謄本及び抄本の交付
九	職員の専門研修の実施、研修の委託及び研修の機会の付与（重要なものを除く。）
十	試験の実施及び合格者の決定
十一	講習会、研修会等の実施
十二	台帳、帳簿、名簿、地図、図面、簿書、簿冊、定款、計画書等の記録、保管、閲覧及び縦覧
十三	申告、請求、申請、照会、回答、報告、意見、通知、届出、調査、申出、申立て、申込み、通報等の関係書類の送付、要求、提出、提示、依頼、受理及び進達
十四	登記の嘱託及び登録の実施
十五	請負金等の債権譲渡の承認
十六	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員の任免
十七	特別職の職員（附属機関の委員及び調査員を除く。）の旅行命令
十八	立入検査等に従事する職員の任免、立入検査等に従事する職員の身分証票の交付及び返還された身分証票の受理
十九	刊行物、例規集、行政資料、統計資料等の編集、発行、収集及び配布
二十	課長の旅行命令（内国旅行に限る。）及び課員（課に所属する職員（課長

	を除く。）をいう。以下同じ。）の旅行命令
	二十一 証人等の旅行の依頼
	二十二 課員の超過勤務、休日勤務の命令及び特殊勤務の実績の確認
	二十三 課員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
	二十四 課員の代休日の指定
	二十五 課員の事務引継届の受理
	二十六 出勤簿取扱責任者の指定
	二十七 課員の年次有給休暇届の受理及び年次有給休暇の時季変更の通知
	二十八 課員の休暇及び欠勤の承認並びに休暇届の受理
	二十九 管理職員（室長、主幹及び副課長に限る。）の特別勤務の命令
	三十 課員の事務分担の決定
	三十一 課長の事務代決者の指定
	三十二 着任届の受理
	三十三 履歴書及び履歴事項異動届の受理
	三十四 住所変更届の受理
	三十五 寒冷地手当の世帯等の認定
	別表第二を次のように改める。
	別表第二（第三条関係）
課 名	専決 することが できる 事項
教育総務課	一 福島県学校教育審議会条例（昭和四十一年福島県条例第四十二号）第七条第二項の規定による幹事の任命

職員課	<p>二 本庁職員の扶養手当の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定</p> <p>三 庁主幹及び企画主幹の旅行命令（内国旅行に限る。）</p> <p>四 管理職員（庁主幹及び企画主幹に限る。）の特別勤務の命令</p> <p>五 日々雇用職員の任免</p>
福利課	<p>県立学校の職員の特地勤務手当に準ずる手当の決定</p> <p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項の規定による本庁職員に係る児童手当の認定</p>
社会教育課	<p>一 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第九条第三号の規定による推薦</p> <p>二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による諮問</p>
学習指導課	<p>一 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号）第五条第一項の規定による教科書展示会の開催</p> <p>二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十五条第二項第一号及び第二号の規定による推薦</p>
学校経営支援課	<p>一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>1 第五条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三第二項及び第十六条の四第三項の規定による普通免許状の授与</p> <p>2 第五条第五項の規定による臨時免許状の授与</p> <p>3 第十七条の規定による普通免許状及び臨時免許状の授与</p> <p>4 第十八条第一項の規定による免許状の授与</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第三十八条の規定による免許法認定講習における単位の授与</p> <p>三 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条第一項の規定による免許状の授与</p> <p>四 福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）第四十二条の二第三項の規定による学校評議員の委嘱</p>

附 則
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（教育総務領域総務企画グループ）

福島県教育委員会訓令第九号

教 育 庁 教 育 事 務 所

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「昭和四十年福島県教育委員会規則第五号」第八条第一項に規定する教育事務所の長」を「平成二十年福島県教育委員会規則第四号」第十五条第一項の表に掲げる教育事務所の所長」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（教育総務領域総務企画グループ）

（教育総務領域総務企画グループ）

福島県教育委員会訓令第十号

教 育 庁

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

第一条中「常勤の職員」の下に、「育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条第一項の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。））」を加え、「第二十八条の五第一項」を「若しくは第二十八条の五第一項」に、「のうちに、法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員等」に改め、「第五条」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。

（所属長）

第一条の二 この訓令において「所属長」とは、別表第一の上欄に掲げる者にあつては教育長を、同表の中欄に掲げる者にあつては同表の上欄に掲げる者を、同表の下欄に掲げる者にあつては同表の中欄に掲げる者をいう。

第二条第一号中「総括参事、参事」を「教育次長、課長」に改める。

第三条第三項中「別表」を「別表第二」に改める。

第十条第二項第一号中「領域」を「課」に改める。

第十八条及び第十九条第二項中「教育総務領域総括参事」を「教育総務課長」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第一条の二関係）

政策監	総務担当の教育次長	
	庁主幹	企画主幹
業務担当の教育次長	教育総務総室の課長	
	学校教育総室の課長	教育総務総室の課に所属する課長以外の職員
教育事務所の所長	教育事務所に所属する所長以外の職員	

備考 「教育総務総室」とは、福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）第三条第一項の表に掲げる課のうち教育総務課、財務課、職員課、福利課、社会教育課及び文化財課をいい、「学校教育総室」とは、同表に掲げる課のうち学習指導課、学校生活健康課、特別支援教育課及び学校経営支援課をいう。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（教育総務領域総務企画グループ）

福島県教育委員会訓令第十一号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する教育機関

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会
福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成元年福島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和四十年福島県教育委員会規則第五号」第九条の表の規定する総括参事を「平成二十年福島県教育委員会規則第四号」第十五条第一項の表に規定する本庁に属する課の課長」に改める。

第十一条の見出し中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項により採用された職員及び」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（教育総務領域人事管理グループ）